

# 指定作業場届出の手引き



昭島市環境部環境課 環境保全係

# 指定作業場届出の手引き

## 1 届出の提出時期

工事着工の30日前までにご提出ください。

## 2 届出書の提出部数

正副2部（添付書類含む）

## 3 設置の届出

### (1) 届出書（16号様式）その1

#### ア 設置・変更

該当しないものに二重線を引く

#### イ 年月日

届出時に記入するので空欄にすること

#### ウ あて先

「昭島市長」と記載

#### エ 届出者の住所、氏名

住所：法人である場合は本社の所在地、個人の場合は届出義務者の住所を記入

氏名：法人の場合は法人名（会社名）、役職名（代表取締役社長等）と氏名を記入

個人の場合は届出義務者の氏名を記入

#### オ 既設置番号等（指定作業場変更届の場合のみ記載）

設置番号・年月日：指定作業場変更届出における最終設置年月日及び設置番号

変更事由：該当する番号を○で囲う

#### カ 指定作業場の名称・所在地

名称が仮称の場合は仮称でも差し支えありません。

ただし、名称が決まり次第、速やかに環境保全係へご連絡ください。

所在地については、住居表示により枝番まで記入してください。住居表示が未定の場合は「○丁目○番」まで記入し、住居表示が決まった時点で環境保全係まで必ず連絡してください。

#### キ 指定作業場の種類

資料1. 指定作業場の種類について（条例の別表第2）の中で該当する名称を記入

#### ク 用途地域

都市計画法により定められた用途地域を記入

#### ケ 水域

「多摩川」と記入

#### コ 自動車の出入り口が接する道路の幅員

自動車が出入りする出入り口のうち、主要な出入り口が直接接している道路の幅員を記入

- サ 50メートル以内の学校・病院等の所在位置  
近隣建物の用途及び配置並びに道路状況を明らかにした図面（住宅地図など）を添付  
50メートル以内に学校・病院等がある場合は図面に明示
- シ 作業時間  
当該指定作業場において通常行われる作業時間を記入
- ス 工事着工（完成）予定  
建設工事や設備改修に伴う工事着工（完成）予定年月日を記入
- サ 従業員数  
当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる。  
（ただしアルバイト、パートタイム等は除く）  
常用雇用者数  
当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる。  
（アルバイト、パートタイム等も含む）
- シ 連絡先  
操業する事業所の担当者の問合せ先を必ず記入

## (2) 届出書（16号様式）その2

- ・ 敷地・建物の状況
  - ア 建物・施設の配置 建物、施設の配置図を添付し、「別紙のとおり」と記入
  - イ 敷地面積 敷地の総面積を記入
  
- ・ 作業場の棟別構造・面積
  - ウ 棟の名称 指定作業場に該当する建物の名称を棟毎に記入
  - エ 用途 建物の用途を記入
  - オ 階数 建物の構造を記入
  - カ 構造 建物の構造を記入  
例) 木造、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）
  - キ 建築面積 棟ごとの建物の建築面積を記入
  - ク 作業場面積 棟ごとの建物作業場面積を記入
  
- ・ 主たる施設の能力等
  - ケ 種類 施設の種類を記入  
例) ドライクリーニング : ワッシャー、脱水機、ボイラー、ドライ機 等  
例) 駐車場 : 機械式駐車場 等  
例) ガソリンスタンド : 給油機、ベーパーリターン装置、洗車機 等
  - コ 公称能力 当該機械施設の保有する能力を記入
  - サ 動力 動力（モーター用）に使用する電力を記入

シ 台数 施設の台数を記入

ス 別紙番号 各施設に番号を付け、その番号を記入

セ 構造・使用の方法 該当する「別紙1～12」のうち該当する様式を使用

例) 駐車場：「別紙(2)のとおり」と記入

例) 材料置場：「別紙(3)のとおり」と記入

ソ 事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質

事業場で使用(材料や製品に含有するものも含む)している有害ガス、有害物質を  
記入(資料2. 事業場で取り扱う有毒ガス又は有害物質について を参照)

タ 作業の方法

作業の工程の流れを記入

例) ドライクリーニング：ドライクリーニング→プレス→アイロン掛け→包装

例) 駐車場：自動車の入庫→駐車→出庫

例) ガソリンスタンド：ガソリン搬入→タンク貯蔵→自動車等に給油  
自動車の洗車

チ 公害防止の方法

騒音、振動、悪臭等の公害について、その対策の概要を記入

例) ドライクリーニング：ドライ機は密閉型を使用。廃棄物は業者による完全回収 等

例) 駐車場：アイドリングストップの表示板を設置し、駐車場利用者に周知。

例) ガソリンスタンド：ペーパーリターン装置の設置 等

### (3) 別紙1～12について

指定作業場の種類に該当するもののみ記入。環境課担当者をご説明いたします。

例) 駐車場：別紙2を記入

例) 病院：別紙11を記入

### (4) その他、次の図書を作成、添付してください。

ア 指定作業場の付近図

少なくとも100メートル以内の付近図を添付すること。道路の状況や建物の位置、  
土地の利用状況が分かるようにすること。(50メートル以内に病院や学校等があるときは、  
所在位置、名称等を明示)

イ 敷地内外の建物、機械設備等の配置図

敷地境界、敷地内の建物と機械設備の配置、構造、給排水系統(給水・青色、排水・  
赤色)、排水の排出口、下水道のあるときは下水道への接続位置。

ウ 機械設備の構造図(カタログのコピー等)

エ その他、届出の内容を明らかにするために指示のあった図書。

## 4 変更の届出

指定作業場の種類、建物・施設（配置・構造等）、公害防止の方法、作業方法を変更する場合は、変更の届出が必要です。図書の作成にあたっては、変更によってどこの何がどう変わるのか、また、その前後が客観的に明らかになるよう特に留意してください。

### (1) 届出書（第16号様式）の各欄

ア 欄外備考3にかかわらず、変更のない欄も記入

イ 変更をする欄については、変更後とともに変更前の内容を併せて記入

ウ 「主たる施設の能力等」、「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」、「作業の方法」「公害防止の方法」について書ききれないときは、別紙（様式自由）でも差し支えありません。

### (2) 変更の概要

A4判の白紙に、箇条書等で変更の概略が判るよう記載。また変更内容によっては、前後の相違を、表等を用いて示してください。

### (3) 指定作業場の種類別の別紙様式

変更をする事項については、その前後を併せて記入してください。

### (4) その他の添付図書

設置の届出と同様の図書を添付すること。なお、変更にかかわる図面はなるべく同一図面上で（前・後を2枚としないで）、彩色等により変更の前・後を明らかにしてください。

## 5 不明の点のお問い合わせは

昭島市環境部環境課 環境保全係 Tel.042-544-5111（内線2297・2298）

## 資料

1. 指定作業場の種類について（条例の別表第2）
2. 事業場で取り扱う有毒ガス又は有害物質について  
（条例別表第3・第4）

## 1. 指定作業場の種類について（条例の別表第2）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。ただし、展示用の自動車は収容能力の台数に含めない。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 9 材料置場（面積が100平方メートル以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が50平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200平方メートル以上又は鶏の飼養規模が1,000羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻（くん）蒸場
- 16 めん類製造場
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場
- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）

- 24 下水処理場（下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。）
- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格 B 8201 及び B 8203 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 10 平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 28 焼却炉（火床面積が 0.5 平方メートル未満であって焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
- 29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 30 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 31 病院（病床数 300 以上を有するものに限る。）
- 32 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

## 2. 事業場で取り扱う有毒ガス又は有害物質について (条例別表第3・第4)

**別表第3 有害ガス(第2条関係)**

- 1 弗(ふつ)素及びその化合物
- 2 シアン化水素
- 3 ホルムアルデヒド
- 4 メタノール
- 5 イソアミルアルコール
- 6 イソプロピルアルコール
- 7 塩化水素
- 8 アクロレイン
- 9 アセトン
- 10 塩素
- 11 メチルエチルケトン
- 12 メチルイソブチルケトン
- 13 ベンゼン
- 14 臭素及びその化合物
- 15 窒素酸化物
- 16 トルエン
- 17 フェノール
- 18 硫酸(三酸化いおうを含む。)
- 19 クロム化合物
- 20 キシレン
- 21 塩化スルホン酸
- 22 トリクロロエチレン
- 23 テトラクロロエチレン
- 24 ピリジン
- 25 酢酸メチル
- 26 酢酸エチル
- 27 酢酸ブチル
- 28 ヘキサン
- 29 スチレン
- 30 エチレン
- 31 二硫化炭素
- 32 クロルピクリン
- 33 ジクロロメタン
- 34 1,2-ジクロロエタン
- 35 クロロホルム
- 36 塩化ビニルモノマー
- 37 酸化エチレン
- 38 砒(ひ)素及びその化合物
- 39 マンガン及びその化合物
- 40 ニッケル及びその化合物
- 41 カドミウム及びその化合物
- 42 鉛及びその化合物

**別表第4 有害物質(第2条関係)**

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒(ひ)素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 アルキル水銀化合物
- 9 ポリ塩化ビフェニル
- 10 トリクロロエチレン
- 11 テトラクロロエチレン
- 12 ジクロロメタン
- 13 四塩化炭素
- 14 1,2-ジクロロエタン
- 15 1,1-ジクロロエチレン
- 16 シス-1,2-ジクロロエチレン
- 17 1,1,1-トリクロロエタン
- 18 1,1,2-トリクロロエタン
- 19 1,3-ジクロロプロペン
- 20 チウラム
- 21 シマジン
- 22 チオベンカルブ
- 23 ベンゼン
- 24 セレン及びその化合物
- 25 ほう素及びその化合物
- 26 ふっ素及びその化合物